

土木工事特記仕様書（舗装修繕業務）

（令和7年6月1日以降適用）

（目的及び業務内容）

第1条 本業務は、阿波しらさぎ大橋の点々としている舗装修繕箇所を発注者からの修繕指示を受け、舗装工法の確認を受け作業を行うものとする。

（現場責任者）

第2条 受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に、現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第3条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。

5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者（下請負の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事（3500万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

（現場責任者に対する措置請求）

第3条 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

（土木工事共通仕様書の適用）

第4条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣

官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。

- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

(土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第5条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

(建設副産物)【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

(1日未満で完了する作業の積算)

第6条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」という。)は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

第7条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事(受注者希望型)」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

(再委託等の禁止)

第8条 本業務の主たる内容である舗装作業は、第三者に請け負わせてはならない。

(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)

第9条 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。

- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

（本業務の特記仕様事項）

第 10 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1) 業務委託料は、履行完了時に修繕実績において精算を行うものとする。
- 2) 発注者からの修繕指示は、基本的には個別の箇所ごとに、その都度行うことを予定している。受注者は、指示を受けてから可能な限り速やかに各箇所の修繕を行うものとする。
- 3) 本業務は、契約履行期間を通じて指示箇所の修繕を行うものであるため、業務完了は契約履行期間末とする。

※修繕を必要とする箇所が新たに発生する可能性があるため、当面の指示箇所の修繕が早期に終わった場合であっても、業務は契約履行期間末まで継続するものとする。